

# 横浜地裁、「無罪」を公示

意宣 置 衆斤 局局

2010年(平成22年)6月24日(木曜日)

・コミュニケーション・アカデミー 無料説明会実施中  
電話予約受付中  
ペラシティ81&19F 電話03-3373-2378/FAX03-5333-2307 <http://www.j-ca.co.jp>

2010年夏の  
ビッグ大歓迎!!  
**高価買取**  
64-837  
無休

### 刑事補償法による補償決定の公示

亡小野康人に対する治安維持法違反被告事件につき、平成二十二年三月三〇日言渡しの免訴判決が確定したため、免訴の裁判をすべき事由がなかつたならば無罪の裁判を受けるべきものと認められる充分な事由があるとして、平成二十二年二月四日次のおり抑留拘禁による補償決定をした。

亡小野康人相続人小野新一(東京都八王子市)、同齋藤信子(東京都渋谷区) 七八四日分九八〇万円  
横浜地方裁判所

享月 日 衆斤 局局

E(平成22年)6月24日 木曜日E

東京編集ツイッター [http://twitter.com/asahi\\_tokyo](http://twitter.com/asahi_tokyo)  
asParaクラブ 市外局番03の方 03-4355-1616  
(9-18時 日・祝休) 上記以外の方 050-5513-0333

1/26(土)発売  
**TUBE**  
1/21(土) 収録18:00  
横浜スタジアム  
¥7,700 (DLV6,700/IN)  
送料 ¥545 (送料別)  
IP SIDE ONLINE  
<http://www.tube.co.jp>  
TEL 05-70-02-9535  
FAX 05-70-084-626  
MAIL 05-70-03-9366  
7-752 <http://tube.jp>  
横浜スタジアムPFC(2011)  
TEL 05-70-03-9366  
53466-1100

### 刑事補償法による補償決定の公示

亡小野康人に対する治安維持法違反被告事件につき、平成二十二年三月三〇日言渡しの免訴判決が確定したため、免訴の裁判をすべき事由がなかつたならば無罪の裁判を受けるべきものと認められる充分な事由があるとして、平成二十二年二月四日次のおり抑留拘禁による補償決定をした。

亡小野康人相続人小野新一(東京都八王子市)、同齋藤信子(東京都渋谷区) 七八四日分九八〇万円  
横浜地方裁判所

▲73%に縮小：いずれも社会面右下に掲載

▼原寸

## しんぶん 赤 旗

2010年6月24日(木曜日)

トースト (59万4900円)  
ストロークス (4万5700円)  
セットボックス  
内容で  
元幕下  
について、  
を要求し  
不遂容疑  
了す

ボ  
主以上  
**学**  
2週間  
相談  
センター  
協会  
ne.jp  
野口2095

### 刑事補償法による補償決定の公示

亡小野康人に対する治安維持法違反被告事件につき、平成二十二年三月三〇日言渡しの免訴判決が確定したため、免訴の裁判をすべき事由がなかつたならば無罪の裁判を受けるべきものと認められる充分な事由があるとして、平成二十二年二月四日次のおり抑留拘禁による補償決定をした。

亡小野康人相続人小野新一(東京都八王子市)、同齋藤信子(東京都渋谷区) 七八四日分九八〇万円  
横浜地方裁判所

▲この赤旗が原寸、上の2紙は縮小

# 横浜事件 再審裁判を 支援する会

No.70

2010.7.5  
<最終号>

(事務局)

〒101-0064  
東京都千代田区  
猿樂町1-4-8  
松村ビル401  
TEL・FAX  
03-3291-8066

▼今年2月4日、刑事補償の金額が決定、官報への記載とあわせ、「原告」側の指定する新聞3紙に「補償決定の公示」を広告するとなっていました。

その「公示広告」が、だいぶ遅くなりましたが、6月24日、やっと掲載されました。掲載紙は、読売新聞と朝日新聞、それに「しんぶん赤旗」です。

「赤旗」を指定したのは、治安維持法違反の横浜事件が、戦時中の「共產党再建謀

議」(泊会議)を軸にフレームアップされたものだったからです。

▼「公示」の内容は、再審裁判においては「治安維持法の廃止と、犠牲者への大赦」という「事由」があったため「免訴」となったが、それがなければ「無罪」となったはずだということが明瞭に示されています。

「横浜事件は無罪」。これまでは「実質無罪」という表現も使ってきましたが、今回の公示は、裁判所自ら朝野に向かい「無罪」を宣言したものです。

▼なお第三次再審請求の4名の方々に對しても小野さんと同様の刑事補償が決定しております。

# 「国家の悪事」への審判

## — 無罪・補償確定の意義 —

### 熱気に溢れた3・27「最終報告集会」

長年のご支援ありがとうございました。



本年2月4日の第四次再審の刑事補償請求に対する「決定」(横浜地裁。大島隆明裁判長)は、長期にわたる再審裁判のたたかいに、決着をもたらすものでした。

門前払い、再審を実施したものの形式的免訴判決を連続、実体解明と自らの責任を回避しつづけたそれまでの裁判所(地裁、高裁、最高裁)と異なり、大島法廷は

2008年10月の再審決定以来、事件実体の解明に踏み込みました。

(一)「泊会議」の虚構、  
 自分を強制した残忍な拷問、(二)特高、検事、予審判事、確定審判事の責任が認定され、無罪と最高額の刑事補償が確定しました。

「国家の悪事」(奥平康弘氏、『朝日』2月5日)への審判が実現したのです。再審請求は、無罪言い渡しを求めるものでしたが、同時に国家に誤りを認めさせ、「歴史のけじめ」をつけさせるたたかいでした。3・27集会は拍手の連続でした。

第三次再審を含め5人

への無罪・補償が実現しましたが、横浜事件被害者は多数です(60名以上)。さらに希代の悪法・治安維持法のすべての被害者への謝罪と補償が実現されねばなりません。再審請求という形でのたたかいはこれで終わりますが、私たちの今回の成果の上に、より大きな展望へすすみたいと思います。

補償金は小野貞さんの遺志、小野新一・齋藤信子兄妹の意向で、「横浜事件再審裁判記録集」(仮称)(発行・高文研)等にあてられます。これまでのご支援に厚く感謝申し上げます。以下、集会の報告です。(H)



# 「権力犯罪」を認められた再審裁判

第四次再審請求主任弁護士 佐藤博史

小野康人さんは、1943年5月26日（当時36歳）に逮捕され、45年7月17日保釈。2年2カ月間、身柄拘束された。そして敗戦後の9月15日、懲役2年（執行猶予3年）の判決を受けた。

第四次再審請求では、①「泊会議（共産党再建会議）」そのものが虚構である、②細川論文は共産主義的啓蒙論文ではないという点を主張しようと考えた。拷問によつて自白しようがしまいが、横浜事件は権力によるでつちあげというのが真実なのだから、あえて「拷問による自白」は入れなかつ



た。しかし、大島裁判長から「拷問に矮小化せず、横浜事件全体を判断したい」と言われ、主張点に追加することとなった。それが大きく動いた要因になった。

裁判所は、無罪を言い渡すべき証拠があると判断し、一昨年、再審公判が開かれたが、昨年3月30日の判決はまたもや「免訴」であった。ただ、判決の中で大島裁判長は、「免訴事由がなければ、無罪ということになり、刑事補償請求ができる」とし、「申立人から請求がなされれば、裁判所は有罪か無罪かを判断する」と言った。この言葉を私たちは「実質無罪」判決と理解して上告はせず、判決を確定させ、刑事補償請求の道を選んだ。

そして今年2月4日、刑事補償決定がなされ、同日、第三次に対しても同様の決定が出された。そ

の中で裁判所は、「泊会議」は架空であることを認めた。その根拠の一つは小野康人さんのアルバムだった。その中の一枚が「でつち上げ」に使われたが、「無罪」決定を引き出したのもそのアルバムだった。

また、横浜事件の記録が消失していることが事実の認定を困難にしたことを認めた上で、「治安維持法が廃止され、免訴判決が出され、関係者の事件がすべて終わった後ころに、その（記録の）大部分が人為的に消失された疑いが濃いと見える」と述べている。

細川論文の意味については、正規の検閲を経て掲載されたものであり、売れ行きもよく、出版当初は問題ないとされていたにもかかわらず、軍部が共産主義の扇動であると問題視したことから事件化したという経緯がうかがわれる。「当時の一般的評価としては、共産主義的啓蒙論文といえるものであったか否かは疑問を禁じ得ない」としている。

そして結論として、小野さんについては証拠を検討しても予審終結決定の事実はどうも認定することはできない。免訴事由がなく、裁判が有罪か無罪かを判断することが可能であれば、小野さんは無罪の判断を受けたであろうことは明らかだとした。横浜事件の人人々が無罪だったということ、を裁判所が65年後に初めて認めたのだ。

補償額についての判断の中で裁判所は、当時、小野さんは非常に劣悪な状況の中、検挙直後から特高から激しい拷問を加えられ、「殺してやる」と脅され、その被った肉体的苦痛ははかりしれない、「このような拷問等の事実を見逃して起訴した検察官に過失があった」としている。さらに、「慎重な審理をしようとしなかった裁判官にも過失があったと認めざるを得ない」と述べている。

小野さんに対する有罪判決は、「特高警察による思い込みの捜査から始まり、司法関係者による事

件の追認によって完結した」と言えるのであって、「警察、及び裁判の各機関の故意・過失は重大であったと言わざるを得ない」と、権力犯罪だということを認めた。事件当初、弁護を一手に引き受けていた海野弁護士をはじめとし

て、その後多くの弁護士がバトンを引き継いできた。私が最終走者としてはれやかな場に立たせていただいたが、それは横浜事件をたたかききつたすべての人のものだと思います。

(文責・事務局)

## 再審裁判を支援する運動の道のり

「支援する会」事務局 梅田正己

### ▼事務局メンバーの紹介

金田富恵／支援する会結成からずっと、橋本、私(梅田)とともに一貫して事務局を担ってきました。

新村恭(元岩波書店)／元出版労連委員長。出版労連は運動の全過程を通じてバックアップしてくれました。

水上人江(小学館)／支援する会ニュースは、前半は印刷会社に発注していたが、財政上の都合で自前の製作に切り替えた。以降、ずっと製作を引き受けてくれてい



集会で紹介される事務局メンバー

ます。

佐藤俊広(岩波書店)／三十数

人の岩波書店会員の代表的存在。

片岡晋介／最年少の若手。故・

片岡修氏(後述)の子息。

小野あかね／申立人・小野新一氏の夫人。

現事務局メンバー以前に、事務局員として活動してくれた方々。常世田智(講談社)、加藤健文(元開隆堂)、俵義文(元啓林館)田中正明(岩波書店)、高木宏(東大出版会)。

### ▼道半ばで亡くなった方々

第一次申立人の全員。支援する会呼びかけ人27氏のうち20氏。弁護団長。森川金寿先生、日下部長作先生。事務局員。永倉あい子氏。横浜事件当時の中央公論社の新社員、元中公新書編集長。海老原光義氏。事件当時の『中央公論』編集部員、戦後は『世界』編集長。片岡修氏。元岩波書店校正部長(事務局での活動は長期にわたる)。

これらの方々に心からの感謝と哀悼を捧げます。黙祷。

### ▼支援する会発足の経緯

1985年6月、中曽根内閣のとき、国家秘密法案が現れた。言論・出版・表現の自由の危機を前

にして「国家秘密法案に反対する出版人の会」がつくられた。橋本と私が事務局を担い、事務所を高文研に置きました。

法案はいったん廃案になったが、再準備された。私たちは反対運動の一つとして「横浜事件を語り、聞く会」を催し、事件被害者、遺族の方々に語っていただきました(86年6月)。この頃木村亨氏が森川先生と再審請求への活動を開始しており、右集会をバネに再審申し立てとなりました(同年7月。第一次)。同年11月、「横浜事件再審裁判を支援する会」が発足しました。

### ▼第二次請求へ

第一次請求は一件記録の不存在(裁判所自らの焼却による)という無責任きわまる理由で却下されました。この間、支援する会は要請ハガキ運動やビデオ、映画を製作しました。

新たな再審をめざし、「新証拠」発掘に力を注ぎ、古川純・専修大教授、古関彰一・独協大教授中心

の研究会を重ね、古関氏は米国留学のときは占領軍文書を探索してくれました。約100名の現代史研究家にも協力をお願いしたが、成果はありませんでした。そこで奇しくも予審最終決定書と判決書が揃って残っていた小野康人氏のケースにしばって申し立てることにしました(第二次。請求人、弁護団、支援する会の合意)。

第一次地裁棄却、高裁へ即時抗告の段階で、木村亨氏らが別個に第三次の請求をされました。ここで再審運動の二つの流れができたわけです。

▼免訴の連続から今次「決定」へ  
第三次で再審は実現したものの、免訴の連続で、高裁の中川判決以

1977年に、横浜事件被害者の会(笹下会)が横浜事件の記録集をまとめたが、それは、その2

外は、実体審理を避け続けました。第二次をひきつぐ第四次請求で、再審を決定した横浜地裁(大島隆明裁判長)は、その「理由」で実体を

解明、事件の虚構を論証、「実質無罪」を判定しました。再審での免訴判決の後、私たちは刑事補償を請求、今回の「決定」に至りました。第三次も私たちに続いて請求、今回の成果を得ました。

再審請求では公判は行われず、文書による進行が主となるため、運動上、困難な面もありました。23年の運動を振り返ると、シナリオのないドラマだったという感じがします。この間、支援をつづけてくださった会員の皆様に厚く感謝申し上げます。

## 再審裁判と治安維持法

第四次再審請求弁護団長 大川隆司

年前に「横浜の空襲を記録する会」が作成した記録集の1冊におさめられていたものだった。



検察庁自体に資料がないという限られた条件の中で、これは重要な資料となった。

75年の白鳥事件の決定が規準となり、70年代後半から80年代初めにかけて、判決を逆転させるほどの証拠でなくても再審の門戸は開く、という判定が積み重なっていった。そういう流れが背中を押して、横浜事件の第一次再審請求へとつながっていった。資料収集の重要性をあらためて感じている。

小野さんの場合、予審最終決定書と判決書の両方があったことが有利だった。それによって、予審最終決定にあった「泊会議」が判決からは抜けていたことがわかつ

た。再審請求ではそのことを最大限活かしてきた。

第一次から第四次までの証拠・資料は同じものなのだが、裁判所の事件との向き合い方は180度違う。第一次のときは、裁判記録がないのだから、ない以上、何を言ってもだめだ、ということだった。拷問による嘘の自白があつたかもしれないが、その自白がないとしたら判決にどう影響したか、記録がない以上、証明できないじゃないか、という態度だった。

しかし、第四次の再審開始のときの大島裁判長の決定理由では、「裁判所が不都合な事実を隠蔽しようとする意図で破棄した可能性が高い」としたうえで、「記録のある場合にくらべて請求人に不利益にならないよう証拠の再現に努めるのが裁判所の責務である」と述べている。そのくらい、第一次と第四次の裁判官の姿勢が違つた。同じ裁判所とは思えないほどの雲泥の差だった。

この第一次と第四次の違いの要因は何か。国民の治安維持法の時代に対する意識が変わってきていることが裁判所に影響を与えているのではないかと思う。

治安維持法の時代を過ぎ去った時代とみるか、再来する危険は絶えずあり、それを許してはならないとするか。一方では国家秘密法案以来、治安維持法的な立法を追求しようという動きがいまだにある。しかし一方、それを許さない国民の反対運動がある。そういう事態がいろいろな事件を通して裁判所にも反映しているといえる。そういう治安維持法の時代を再来させないということからいえば、横浜事件再審裁判の勝利はワンス・トップである。

再審というのは、もともと限界のあるたたかいだ。事実誤認を訴えるだけで、法解釈の誤りを指摘することはできない。治安維持法では裁判所の法解釈の誤りが特高を激励し、中核である共産党のまわりにその何百倍という被害者を

つくっていった。この裁判所の法解釈の誤りを是正するのは再審ではできない。もっと大きな国民的なたたかいが必要になる。横浜事件の成果はワンス・トップかもしれないが、今後、治安維持法の時代を検証して、被害者に対するしかるべき補償、国家的反省をさせる運動につなげていかななくてはならない。

人間、観念だけで頑張れるもの

## 23年半のたたかいを共にした方々から

最終報告集会ということで、運動の節目々に講演していただくなど、さまざまな形で支援してくださった方々が会場に顔を揃えた。各位から短い発言を頂戴した。

(文責・事務局)

### 細川論文の立脚点

荒井信一

(茨城大・駿河台大名誉教授。細川論文の鑑定書を執筆。09年2

ではない。目の前の人に叱咤激励されて、たたかいつづけようという気持ちが起こる。この24年間、おりにふれて集会を開いていた。いて多くの人に関心をもっていた。だいたことは、私の励みになった。今後も治安維持法の時代をよみがえらせないたたかいを、知恵を出し合ってつくっていききたい。

(文責・事務局)

### 月公判廷で証言



1945年9月に軍隊から帰った。敗戦の実感があったが、新しい日本の実感はない。

か。10月10日、政治犯が解放され、ついで、15日、治安維持法が廃止になり、初めて歴史の転換が実感された。新しい日本は治安維持法撤廃から始まる。

1977年、上海で中国共産党創建会議の旧跡を見学した。仏租界内の邸の一室で、テーブル、椅子が当時のままに保存されていたが、椅子の数が文献上の出席者数に一つ足りない。いくつかの文献で調べて、重大な裏切りをした人物の分が除かれていたことがわかった。それでも党創建会議の事実は実感できた。

鑑定書を書く時、判決文を読んだ。党再建会議が行われたなどと、実感させるものは何もない。こんな議論で再建がはかれるはずがない。お粗末な虚構だ。

私は戦時下学生として歴史を志ざした。その頃は西洋史と東洋史という範疇があったが、世界史はなかった。太平洋戦争下、新しい言葉として流行し、高坂正顕や高山岩男らが「世界史の立場と日本」などと主張した。要するに「大東亜共栄圏」の理屈付けた。これに対し、民族自決が世界史の普遍的原理だと説く立場があり、細川さんの「世界史の動向と日本」の立

脚点はどこにあった。どちらが歴史的に正しかったかは、いうまでもない。

### 最初の横浜事件資料集

今井清一

(横浜市大名誉教授。細川論文の鑑定書を執筆)



太平洋戦争下、日本各都市は空爆を受けた。横浜は大きな被害を受けた。戦後、長らく

かえりみられなかったが、70年代に入り、被害の実態、全容を明らかにしようという気運が高まり、72年7月に「横浜の空襲を記録する会」が発足、私も参加した。74年1月には「横浜空襲・震災誌編集委員会」が発足し、私は常任編集委員の一員となった。

その頃、東京空襲を記録する会など、空襲記録運動を推進する中心人物に松浦総三氏(元『改造』記者)がいた。彼は空襲実態の他に特高資料を研究した。横浜の記

録する会は齋藤秀夫氏が中心だったが、彼のもとへ渡辺悦次氏(労働運動史研究家)が横浜事件関係文書(海野普吉文書)をよせた。

横浜空襲の記録集は全6巻で刊行されたが、その時『調査概報』を6冊発行した。その第4集に横浜事件資料を収録、これが後の笹下会(横浜事件被害者の会)の資料集の原型となった。

私は68年に訪米、米国会図書館へ行き、そこで『大陸』(改造社)の揃いをみつけた。昭和15年半ば創刊で、編集長は小林英三郎さん(事件被害者)だ。創刊号には尾崎秀実のエッセイ「四季の歌」がある。日本の侵略によって故郷を追われた流亡する中国民衆の望郷の歌である。また昭和16年4月号には、中野重治の「最近の風景」という優れたルポ的読物を掲載している。目次その他をコピーし、小林さんにお目につけ喜んでいただいた。

こういう意欲的な編集が、当局の憎しみをかったのだと思う。

### 国家の在り方を問う文化のたたかい

奥平康弘

(東大名誉教授。支援する会呼びかけ人。「九条の会」呼びかけ人)



再審申し立てから今日の「決定」までの過程をふりかえる時、自分が役割を果たし得なかったことを悔いる。

再審という制度には、もともと形式論に終始しがちという難しさがあり、治安維持法問題となると、いつそう困難が加わる。

請求人側(申立人、弁護団、支援する会)はこうした難しさを、少しずつ、少しずつ克服して、刑事補償法第25条を援用して無罪を明らかにする、という大島裁判長の「決定」を導いた。ここに至る長い過程をもっと短いものとするため、自分が法律家としてお役に立てなかったことを残念に思う。

いずれにしても、このたたかいは人権を守るたたかいでありつつ、国家の在り方を問う文化のたたかいである。このことの意味をいつそう深め、さらにいつしよにたたかっていたらいい。

### 植民地での治安維持法に注目

荻野富士夫

(小樽商科大教授。治安維持法ほかの治安体制、特高に関する著書多数)



第一次請求が始まった頃、木村亨さんから、拷問を指示した特高文書はないか、という

問い合わせを受け、再審運動に関わるようになり、公判を傍聴した。今回の再審裁判の過程で治安維持法の悪法性が明らかにされたが、今後、いつそう明らかにしていく必要性がある。

小林多喜二が虐殺された時、国際的な反響が起こり、ロマン・罗兰、魯迅、郁達夫たちが抗議の

声をあげた。郁達夫は警視庁に抗議した。

「小林多喜二は身に寸鉄を帯びない文学者だ。お前たち(警視庁)が彼が非合法の左翼運動をしたことをとがめるのなら、国家の現行法規で刑を加えればよいのだ。彼を秘密裏に惨殺し、見送りを禁じ、解剖を禁じ、新聞報道を禁じ、心臓麻痺の四文字で片付けた。これは獣の振る舞いだ。お前たちの正義はどこにある…」

獣の振る舞いをもたらず治安維持法の悪法性をつく言葉である。

先ほど大川弁護士の話の中で治安維持法が植民地で内地より過酷に実施されていたことが指摘されたが、満州でもそうだ。満州では太平洋戦争開始の12月末に、満州国治安維持法がつくられた。内地から派遣された司法官僚がつくり、彼らは戦後、無傷で法務官僚となった。

彼らは特別治安庭(廷)をつくり、どこでも行える形式裁判を案出した。集団裁判で一番制だから、

判決即死刑執行となる。2000名の死刑が執行された、と推測される。植民地における治安維持法の実態とか、その悪法性はもつと明らかにされていく必要がある。

横浜事件に関して、その捏造を糾弾するあまり、まったく無思想の人が捕らえられた、という印象を与える論説もないではない。しかし、細川論文も民族自決を説きつつ、侵略戦争批判を秘めた論文であり、軍部や特高が嗅覚鋭く襲いかかったのだ。捕らえられた多くの人はみな、ギリギリの抵抗の意志を秘めた人たちであったことをみなければならぬ。

**獄死者を思う**

ふじた あさや

(横浜事件で検挙された藤田親昌・『中央公論』編集長の息子。劇作家、脚本家。事件題材の作品三本。映画『証言・横浜事件』の脚本執筆)

検挙された父は、さつき写された小林多喜二の遺体みたいに、



全身青黒いあざだらけ、歯は一本もない、という姿で帰ってきた。歯の一本一本に刑事補償せよ、と言いたい。

母は今年100歳になり健在だ。当時空襲下、毎日上野から横浜まで差し入れに通っていた。今回の「決定」をたいへん喜び、新聞各紙を揃え、父の霊前に供え、報告した。

獄死した『中央公論』の編集者、浅石晴世さん、和田喜太郎さんのことが思われてならない。こうした人々への謝罪と賠償がなされるべきだ。

**次の大目標**

松本善明

(元衆議院議員。弁護士(松川事件ほか))



治安維持法を合理化しようとする人たちは、死刑執行はなかったじゃ

ないか、という。しかし、先ほどのお話のように植民地では死刑を行っていたし、内地では死刑判決はやらないが、獄死させる方針をとっていたのではないか。戦争が末期に近づくと、残酷性が強くなっている。横浜事件はその典型である。

今回の「決定」ではじめて裁判所が謝った。大きな時代の流れを感じる。最高裁はまだ謝っていないが…。

この流れをさらに強めて、治安維持法の、有名無名のすべての被害者に謝罪と賠償をさせていかねばならない。

**全犠牲者への謝罪と補償を**

富矢信男

(治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟・副会長。同盟神奈川副会長)

補償決定の「理由」と補償は、全国の国賠同盟の仲間を勇気づけた。1968年の結成以来、国賠同盟は、①治安維持法が人道違反

の悪法だったことを国は認めよ、  
②犠牲者全てに謝罪と補償、③犠  
牲実態の調査を国がやること、を  
目標に運動してきた。

この目標の署名運動をすすめ、  
累計800万筆に達した。毎年、  
国会議員に署名を渡し、立法化を  
要請。自民党は受け取らないが、  
民主党他は受け取り、衆参正副議  
長も賛意を示すようになってきた。

犠牲者調査については、神奈川県  
県下で500人くらい聞き取りを  
した。特高は「俺たちは天皇のた  
めに働いている、菊の御紋が見え  
ないか」といつて拷問した。世界  
は戦争に反対して弾圧された人に  
補償し、愛国者だと認めるようにな  
っている。日本は遅れている。  
今回の成果は、中立人、弁護士、  
支援する会の「不屈」のたたかい  
の結果だ。皆さんと共に頑張っ  
ていきたい。

治安維持法で捕らえられて

市吉澄江(大正12年生まれ)

太平洋戦争下、千葉医大で読書

サークルをやっている、捕まった。  
拷問は受けなかつたが、環境も食  
事も劣悪そのものだった。

千葉大空襲の時、千葉刑務所の  
同房者15名が一時解放されたが、  
誰も戻ってこなかった。政治犯の  
私だけ解放されなかつた。空襲が  
終わったら、房舎の半分は焼失し  
ていた。親切なひとりの看守が私  
を助けてくれなかつたら、焼死す  
るところだった。45年8月23日に  
釈放された。

※

各氏発言のあと、「兵庫県レッ  
ドパージ反対懇談会」の大橋豊氏  
からパージ裁判についての訴えが  
あった。

横浜事件の発端とされた富山県  
泊町・旅館「紋左」で記念写真を  
撮影、検挙された西尾忠四郎氏(満  
鉄調査部)の長女、ゆかさんが終  
始参加された。また、一橋大学で  
西尾氏の後輩で一橋新聞に執筆を  
依頼した水田洋名古屋大名誉教  
授(社会思想史)、『中央公論』編  
集者であった作家井出孫六氏、国

際人権活動日本委員会の吉田好一  
氏、ドキュメンタリー『一枚の写  
真が：横浜事件65年目の証言』の  
ディレクター金沢敏子氏(北日本  
放送)らが、長年の支援者とともに  
に参加された。

※

最後に司会の橋本進(事務局)  
が次のようにしめくくった。  
長いたたかいにひとつの決着が  
つけられたことを喜びたい。

世界は「過去  
の克服」の歩み  
を強めている。  
スペインでは



「歴史の記憶」法(07年)で、内  
戦およびフランコ独裁時代の不当  
判決取り消し、全被害者への補償  
が始まった。ドイツでは98年のナ  
チス不当判決取り消し法で除外し  
ていた軍隊内反対者を含める改正  
がされ、完全な形になった。

かつて戦争被害補償要求に対  
し、国は、国民等しく被害を受け  
たのだからという「総受忍」論で  
却下してきたが、等しく被害を与

えたのなら等しくすべてに補償せ  
よ、と要求されるようになった。  
治安維持法被害者全てに謝罪、補  
償をさせるようにしていきたい。  
横浜事件再審への長年にわたる  
ご支援に、厚く感謝申し上げます。

※

集会では、弁護団の横山裕之、  
木村文幸(公判の際、橋本進証人  
の尋問を担当)、  
米澤章吾、谷村  
紀代子の各弁護  
士が紹介され、  
横山弁護士があ  
いさつ。また、  
再審請求申立人  
の小野さん、齋  
藤さんのあいさ  
つとともに、第  
三次申立人のひとり小林さんから  
も次のようなあいさつがあった。



右から横山、木村、米澤、谷村各弁護士

父の願いをかみしめて

小林佳一郎

(小林英三郎氏長男。第三次再  
審請求申立人・貞子さんの代理人)



第三次請求のお誘いがあつた時、父はその2年前に亡くなつており

(96年)、母・貞子は高齢であつたので、私が代理人になりました。

第三次は最高裁で終わり、口惜しい思いをしました。第四次も「免許一」でしたが、大島裁判長は実質無罪だと明言。そして今回の補償請求で無罪が確定しました。続いて申し立てた第三次も同じ結果を得ました。

同じ目標の下で、第三次と第四次と運動が分かれていて残念な思いをしてきましたが、今回の結果で、私としてはわだかまりがとり払われたような気がします。

父は生前、横浜事件についてあまり話さなかつたので、私も知らなかつたが、長い裁判の道のりの中で、父の願いがわかつてきたように感じます。今後、父の願いをかみしめて生きていきたい、と思つています。皆様のご支援に厚く感謝申し上げます。

## 横浜事件・再審裁判の終結を迎えて

横浜事件・再審裁判Ⅱ刑事補償決定を受けて

第四次申立人 小野新一

決定を受けてから、はやくも約4カ月が過ぎてしまいました。支援する会の皆様、また横浜事件再審裁判を見守つてくださった方々に感謝するとともに、この決定を引き出したエネルギーは、僕にとつて語り部になることを決意させてくれました。本当にありがとうございました。

大島裁判長の決断が、司法界の歴史を見直すことになり、この決定が治安維持法犠牲者の国家賠償問題について、些少なりとも、切り開く事が出来ればいいのではないかと思つております。そのために



も、現在進めている横浜事件再審裁判の記録集のまとめに向け、いっそうのご支援をお願

い申し上げます。

補償決定の事実を歴史に刻む

第四次申立人 齋藤信子

再審請求の24年は確かに長かったです。私にとりましては横浜事件の小野貞像だけが母であるうはずはなく、父を早く亡くした私にとつて、本、映画、音楽、落語などの感動や楽しさをいつも話してくれる日常の母、これが変わらぬ私の記憶です。そして思い出すのは、毎日、新聞を開いては日々起きる政治腐敗や理不尽に憤慨していた母の姿です。それが、戦時中の自らの体験Ⅱ横浜事件再審請求に重なつたのは自然でした。



で不屈の人間としてのたたかいは目を見張りました。森川先生から日下部先生、大川先生、

佐藤先生、横山先生等へという弁護団の連携は、戦争や全ての理不尽に怒る多くの人達の思いの連携だつたと思つております。

3・27の「最終報告集会」最終会報70号作成にあたり、橋本さんの起こした手書き原稿をワープロに打ちながら、横浜事件とは、国(日本だけでなく)が国民(日本だけでなく)の人権を著しく侵害した「戦争」という重大な過ちの中の一つに過ぎない、母の義憤、すべてに対する感受性、それは決して個人や特定のグループ「自分たち」への人権蹂躪問題ではなかつたと改めて思うのです。

大島決定が歴史的に画期的であつたのは確かですが、それは23年半にわたる司法の過誤認識の怠慢の立証とも言えます。主文「無罪」を判決で得られなかつたまま、「刑事補償を受け取つたという事実」を歴史に刻むことこそが重要です。

今後は横浜事件再審の記録作成と合わせて、国としての戦争責任

を問う全ての歩みに繋がることを願っております。

## 司法の良心を取り戻した決定

弁護団 横山裕之

今回、刑事補償決定という形で「実質無罪」を勝ち取ることができました。遅きに失した感がありますが、これまで再審の扉を固く閉ざしてきた裁判所が、最後にようやく良心を取り戻してくれたという思いがします。

私は、亡き日下部長作先生に声をかけていただいたことがきっかけで、横浜事件の弁護団に加わることになりました。日下部先生の前にもようやく報告をすることができると思うと、少しほっとした気持ちでいます。

長年たたかってこられたご遺族の小野さんと齋藤さん、弁護団と支援する会の事務局の方々など、多くの関係者の皆様とも、改めて今回の「無罪」という結果を分かち合いたいと思います。

ただ、これから横浜事件の記録

を資料集として残す作業が残っています。二度とこのような事件を起こさないためにも、横浜事件は永久に語り続けて行かなければならないと思います、決意を新たにしています。

## この1年3カ月を忘れずに

弁護団 米澤章吾

私は、第四次再審請求審の再審開始決定が出た平成20年10月31日の直前に弁護団に加わらせていただきました。それから再審免訴判決、刑事補償決定にいたるまで、1年3カ月ほどが経ちました。

1年3カ月という、それほど長くは感じられないかもしれませんが、しかし、横浜事件の被害者の方々に有罪確定判決がくだされてから今回の刑事補償決定までを数えると、既に60年以上経っています。

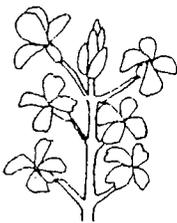
そして、被害者およびそのご遺族の方々のがはじまった第一次再審請求からは20年以上経っており、第四次再審請求からだけで

も8年経っています。その非常に長きにわたる闘いの末に、ご遺族

弁護団、そして支援者の方々のお力により勝ち取ったのが、この1年3カ月なのです。その凝縮された期間に、弁護人として少しでもお力添えできたことは、本当に光栄なことであると思います。

もちろん、全ての被害者の方々が救われたわけではありませんし、失われた命、時間が戻ってくるわけではありません。しかし、過去の司法の過ちを司法自身が認めたことで、日本の歴史が非常に大きな一歩を踏み出したのは間違いないと思います。

今後の弁護士人生においても、この崇高な体験を忘れずに邁進していきたいと思えます。



## 支援する会・富山の声

◇2月4日、テレビが横浜事件の「無罪」を報じた。食事私の思わずご飯をのみ込み、「やったー」と叫んだ。……

私は政令325号違反で逮捕拘束され、講和条約で免訴になった。拷問され、有罪判決をうけた横浜事件元被告たちのことは、免訴などという曖昧なことで終わらせてはならなかったのだ。

(野上登美子)

◇有罪判決から64年余、元被告をはじめとする人々の粘り強く、不屈のたたかひの成果だ。

(柳瀬 明)

◇強い意志とたゆまぬ努力が真実の灯をともしさせた。戦争でなく對話による平和を問いつづけた先人の意志に敬服……

(奥田 進)

◇粘り強くたたかわれた関係者に敬意を表しつつ、9条を守るたたかひの決意を新たにしている。

(渡辺栄二)

◇若き日に細川嘉六先生と出会った亡夫・弥吉郎は最後まで横浜事件再審運動を支援していた。事件の真の姿を後世に伝え、治安維持法の全犠牲者に国が謝罪するまで頑張りたい。

(以上、治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟富山県本部「あいの風」2・15号記事要約)

◇4月24日、日本国民救援会新川支部の行事が行なわれた。二十数名参加。「紋左」にある「泊・横浜事件端緒の地」碑を見学、大安寺で細川先生の墓に詣で、阿部不二子さんの思い出をきく。三笑楼をまわって、ふるさと美術館へ、細川夫妻の油絵とブロンズ像を見学……(経田ツネ子。「あいの風」5・18号より)

※本年5月、支援する会・富山の会員、脇しげお氏(日本共産党町議)が事件端緒の地の朝日町(旧泊町)町長に当選されました。お祝い申し上げます。

**会員の皆様の声**

★長い年月をがんばりぬかれた関係者の方々に心からの敬意を申し上げます。再審裁判のお知らせにもお応えできず心苦しいことでしたが、翌日の新聞を心躍る気持ちで読みました。まことに、心許ない「会員」ではありましたが、私自身への思いを込めて、この「決定」への敬意をお伝えいたします。「最終報告集会」のご盛会を念じております。 細野康雄

★この度は「無罪」を認定させたこと報道を聞き共に喜びました。長い間大変大変ご苦勞様でした。勝利集会に出席したいところですが、地域の集会が重なっているため残念ですが欠席いたします。原告の方、弁護士の方、事務局の方々の奮闘に心より拍手とお礼を申し上げます。本当に長い間ご苦勞様でした。これからは地獄のような歴史を繰り返さないためお互いに頑張りましょう。 青木誠

★「無罪」本当におめでとござ

います。最終報告集会に残念ながら出られません。良い報告会になることをお祈りしています。

丹治洋子

★実質的な無罪判決、本当におめでとうございます。長い長い間の皆様のご努力にはただただ頭下がる思いです。 天野あぐり

★「最終報告集会」まことに悔しいことに私は出席できないのです。海外で暮らす姑を見舞うためその日日本にいないのです。末端からにせよ、長い経緯を見守ってきた私としては、今回の、この勝利宣言の場には何としても居合わせて皆様と喜びをわかち合いたい気持ちでいっぱいなのですが……。お集まりの皆様から心からのエールを送ります。 井汲穎子

**カンパを寄せて下さった方々**

- 3月 丹治洋子 末永駿 今井康之 天野あぐり
- 4月 浅尾充子 上石義広

**事務局より**

横浜事件被害者の鈴木三男吉さんが1月末に腰の骨を折って入院・手術、そして今リハビリ中とのことで、また金沢にお住まいの平館道子さんも昨年末に入院・手術し治療中とのことで参加されませんでした。お二人の一日も早いご快復をお祈り申し上げます。 集会には、佐藤弁護士のお父様、奥様も参加くださいました。

この号が最後の会報となりました。長い間皆様と共に頑張つてこの日を迎えることができました。たび重なる門前払いにくじけそうな時、送られてくる皆様の会費と言葉に励まされました。ありがとうございました。皆様のご健勝を心より祈念いたします。(金田)

※事務局は資料発行までつづけますが事務所は10月末で閉めることになりました。その後のこととして「横浜事件を語り、伝える会」(仮称。連絡先・橋本進 03・3404・5611)を検討中です。